委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事	● 市区町村長等	
2. 都道府県名	滋賀県		
3. 市区町村名	日野町		
4. 届出番号	8		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_	detail.php?co=kak&frmId=2941	

執行機関名 日野町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業に関する 事務であって規則で定めるもの(屋外での移動に制限のある障害者または障害児)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第22号)別表第1 町長の項事務の欄障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
0	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔平成十七年法律第百二十三号〕第1条	日野町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年日野町告示第97号)第1条
	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号および日野町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年日野町規則第29号)第26条第4号に規定する移動支援事業について、地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」)に定めるもののほか、必要な事項を定め、屋外での移動に制限のある障害者または障害児(以下「障害者等」という。)に対して外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域における自立生活および社会参加を促進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日野町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年日野町告示第97号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	日野町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年日野町告示第97号)第4条およ び第6条			
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の 自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実について の <u>審査に関する事務</u>	屋外での移動に制限のある障害者または障害児に対する移動支援サービスの利用の可否の決定の <u>審査に関する事務</u>			
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	日野町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年日野町告示第97号)第11条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	サービスの利用の申請者等に係る市町村民税に関する情報			
特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	日野町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年日野町告示第97号)第4条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
②提供を米める特定個人情	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	サービスの利用の申請者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報			

備考	
----	--